

## 環境省令第五号

環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月十日

環境大臣 小池百合子

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）第二十五条第一項に規定する申請等の経由に係る事務に関すること。

附 則

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。